

ドイツ中世都市における「公共の福利」理念

田 中 俊 之

【要約】 ヨーロッパ中世都市研究において自治の形成・発展に関する議論は盛況であるが、自治の制度的変化や権力関係が論じられることはあっても自治を支えたイデオロギー的背景や市民意識が問題にされることはほとんどなかった。本稿では自治を支えた市民のエートスを理解すべく、ヨーロッパ社会・政治上の重要な価値観である「公共の福利」という理念が都市においてどのように機能していたのかをヘルシャフトとゲノッセンシャフトの関係の中で考察した。P・ブリックレは共同体的成熟のプロセスをふまえて「公共の福利」理念の意義をゲノッセンシャフトの文脈の中にのみ見出したが、本稿では自治機関である都市参事会制度の役割を検討する中から、「公共の福利」理念が政治的には元来ヘルシャフトの文脈で機能していたこと、都市騒擾の経験を通じて次第にゲノッセンシャフトの文脈でも新たな機能が与えられて用いられたことを明らかにした。 史料 七六巻六号 一九九三年十一月

一 は じ め に*

ヘルシャフトとゲノッセンシャフト、すなわち縦の支配と横の連帯の相互のあり方を問う方法は歴史研究における重要な視角の一つであるが、ヨーロッパ中世都市研究においてこの視角は従来より主に都市的自治の形成・発展という点から論じられてきたといつてよい。その出発点には、自治を発展させた都市的特質に近代的な市民精神の源流を求める姿勢があったと思われる。その際ヘルシャフトとゲノッセンシャフトの関係は、一二・一三世紀頃までの都市共同体形成期においては都市領主と市民の対抗関係、その後一四・一五世紀頃のいわゆるツンフト闘争期においてはそれに加えて都市貴族（騎士・ミニステリアーレン・商人）とツンフト手工業者の対抗関係の中に把握され、農村との関係をもふまえた中で自治形

成への都市領主の関与の度合い、市民との関係、或いは自治機関としての都市参事会を構成する階層の変遷といった点から都市の自治的性格および自治の発展形態が議論されてきた。^①しかしかかる議論の方向は自治をめぐるさまざまな権力関係および都市内外の政治・経済構造の理解に有効ではあったものの、自治確立の前提となる市民意識や自治を支えた論理にまで理解を深めるには不十分であったといわねばなるまい。自治形態の発展にはその構造変化の基盤を支えるイデオロギー的背景が存在していたはずであり、そこに働いている論理を説明しなければ、なぜ自治をめぐる争いが生じるのかという問題も含めて自治の本質を理解することはできないのではなからうか。従来の研究の方向はそうした視点を欠いていたのであり、したがってかかるレベルでの都市自治論を展開するには、自治の制度的変化をもつて民主的・非民主的との性格を評価するにとどまらず、また都市共同体指導層の階層分析とその政治・経済的な要因・意義の説明から自治の発展を展望するにとどまらず、これまで捨象されてきた、かかる自治形態を生み出した背後に存在している市民の社会認識や意識構造をも射程に入れた議論が必要となるのである。本稿では、ヨーロッパ社会・政治上の重要な価値観であり、

この自治形態の維持にも少なからぬ意味を持っていたと思われる「公共の福利」(ラテン語では *utilitas publica* ; *bonum commune* 等、ドイツ語では *Gemeinnutz* 等)という広く一般に捉えられている理念^②——都市においてはしばしば「都市の福利」(*Stadtnutz*)等という表現で現れる——について、それが都市におけるヘルシャフトとゲノッセンシャフトの関係の中でどのように捉えられ、いかなる役割を果たしていたのかといった点を考察することにより、ヨーロッパとりわけドイツ中世都市共同体において自治を発展させた市民のエートスを理解することを課題としたい。市民の社会に対する意識が芽生えつつあったこの時期、「公共の福利」理念を通して中世都市を見ることにより、従来看過されてきたところの、都市的自治を内面から規定し支えていた市民のメンタリティーの一形態を見出すことが可能となろう。

ところで、臣民という概念のもとに中世後期から近世にかけての平民の政治意識を共同体主義(*Kommunalismus*)の発展の中に位置づけることによって捉え、いわゆる下からの新たなドイツ史像の構築のために独自の政治・社会構造論を展

開したのはP・ブリックレである。^③ブリックレは封建制的秩序（不平等の原理に基づく）と共同体的秩序（平等の原理に基づく）を対置し、「公共の福利」理念をこの共同体的秩序の中においてのみ価値を持つものとして位置づけた。^④その前提には、中世の貴族的封建社会において「公共の福利」理念には承認された社会的価値や政治行為の規範という意味合いはなく、支配は保護・庇護関係、すなわち法の遵守とそれによって保証される内外の平和の実現によって正当化されるという自身のヘルシャフト観が存在する。^⑤ブリックレによれば、古典荘園制の解体にともなう自律的な家族的小経営の成立とともに独自の法の所有と遵守、内的・外的平和の維持、土地に対する世襲権・所有権の確保といった新たな秩序形態ならびに共同生活における規範が形成される、そのような中世後期における共同体的秩序の進展の過程の中で「公共の福利」という表現が都市においては共同体成員としての市民の下からの要求を正当化するものとして登場してくる。領邦議会に市民の代表である都市参事会員が各自作成した陳情書を携えて出席した際、市場価格や違法販売に対して自己の要求を掲げ、それを「公共の福利」のためにという形で正当化するのである。このように「公共の福利」という理念は遅くとも一五世紀には市民にとって大いなる名声と価値を獲得することになったという。ブリックレは、結局「公共の福利」は市民の間で発展したカテゴリーであり、それが政治的意味合いを持つようになるのは一六世紀になって新たな国家目標を創出していこうとした封建諸侯により行政令として取り入れられていくことによってであると捉えるのである。

ブリックレの見解は民衆の主體的な役割および集団理性を描き出そうとする意図を反映したものであり、その意図のもとに「公共の福利」は共同体もしくは市民に固有の理念として把握されているといえる。その論理は共同体的成熟のプロセスを理解する上できわめて重要であり、その限りににおいてブリックレの見解は承認しうるものである。問題はブリックレの見解の前提となっているヘルシャフト観にある。ブリックレのいうヘルシャフトは共同体的成熟のプロセスにとってネガティブなものでしかなく、それに基づいた「公共の福利」理念の位置づけに関しては少なからず疑問を感じざるをえない。それはすなわち「公共の福利」理念のゲノッセンシャフトリヒな文脈における価値を重視する一方、ヘルシャフ

トリヒな文脈における意味や社会的価値を否定してしまっている点、特に内容的には共同体的秩序確立以前の「公共の福利」理念に政治行為の規範としての意味を認めていない点である。はたして「公共の福利」理念の存在意義はブリックレのいう共同体的秩序の中にのみ求められるべきものなのか。ヘルシャフトリヒな文脈において「公共の福利」理念の意味は把握しえないものなのか。ブリックレのいう「公共の福利」理念の意義を正當に評価するためにも、また都市的自治の成立の意義を把握するためにも、共同体的成熟のプロセスをヘルシャフトの文脈から切り離してしまわず、両者の相互関係をふまえて位置づける必要が感じられるのである。さらにまた時代的・空間的射程を広く取れば「公共の福利」理念の持つ意味をより鮮明に把握することが可能となろう。

以上をふまえ、本稿では「公共の福利」というものの実態を解明することを目的とはせず、あくまで理念としての存在形態をドイツ中世都市におけるヘルシャフトとゲノッセンシャフトそれぞれの場に即して考察する。そこから都市における共同体および自治の内実に接近を試みたい。あらかじめ論点を示しておこう。まず予備的作業として国制レベルでの「公共の福利」理念の存在形態をW・エーバーハルトの研究をふまえて古代より系譜的に把握する。次いで中世都市における「公共の福利」理念の受容形態とその性格を考察し、シュトラースブルクを例に自治権獲得との関わりに言及する。さらに都市共同体の枠組みおよび自治制度の中で「公共の福利」理念がどのような場においていかなる役割を果たしていたのかをニュルンベルク、アウクスブルクを例に検討する。考察対象が三つの都市に及ぶのは、それぞれの時代において都市の置かれていた状況が異なるがゆえに史料的にも制約が生じ、一つの都市では論じきれないからである。かかる作業を経て前述のブリックレの見解を補足・修正するとともに、中世都市共同体および都市的自治の性格に何らかの見通しを得たいと考える。

* 本稿では以下の略号を用いる。Keutgen = *Urkundenbuch zur städtischen Verfassungsgeschichte*. Bearb. v. F. Keutgen, Berlin, 1901, Aalen, 1965.; U S = *Urkundenbuch der Stadt Stragburg*. 7. Bde. Bearb. v. W. Wiegand / A. Schulte ua,

Strasbourg, 1879-1900.; C S = *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*. Bearb. v. C. Hegel, Leipzig, 1862-1931, Stuttgart, 1961-1969.

- ① 議論の根底には、中世都市とは何かという問題設定のもと、封建社会の中に中世都市をどう位置づけるかという課題が存在していたことはいうまでもない。自由な遠隔地商人や宣誓共同体の意義を強調するH・ビレンヌやH・ブラーニッツらの自治都市論が展開した背景には、ヘルンシャフトの要素の貫徹した封建社会の中において中世都市をゲノッセンシャフトの精神によって結合された「自由と自治」の場として評価する見方があり、その際、都市と農村の対抗図式が指標の一つとなっていたと思われる。H・ビレンヌ（佐々木克巳訳）『中世都市』創文社、一九七〇年、同（佐々木克巳訳）『中世都市論集』創文社、一九八八年、H・ブラーニッツ（鮎田豊之訳）『中世都市成立論』未來社、一九五九年、同（林毅訳）『中世ドイツの自治都市』創文社、一九八三年を参照。これに対し都市と農村の相互依存関係を強調する中から都市におけるヘルンシャフト的要素を重視し、自治に対する都市領主の積極的な関与および主導性をさまざまなレベルで検証しようとする傾向が近年とみに強いことはよく知られている。その動向については森本芳樹編訳『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会、一九八七年を参照。ただし領主制の要素との結びつきを検出するのみでは自治における市民的な意義を理解することにはならなげであらう。なおチューリヒを中心に都市における「自由と自治」を論じた森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版社、一九九一年の序章にはやや煩雑な研究史がうまく整理・紹介されている。
- ② 原語の用いられ方はやや多岐にわたる。bonum communeは哲学・神学において用いられ、特にマテウス・アキナスはこれを徳と捉える。utilitas publica, Gemeinnutz は主として世俗的な文脈で用いられる。
- ③ フリックレの基本構想についてはP・フリックレ（服部良久訳）『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房、一九九〇年を参照。なお訳者解説ではフリックレの基本的視点と彼の意義をめぐり批判点が論じられている。
- ④ Blicke, P., *Gemeinderformation*, München, 1985.; id., *Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus*, in: *Historische Zeitschrift*, 242 (1986), S. 529ff.; id., *Kommunalismus*, in: Blicke, P. (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa*, München, 1991, S. 5ff.
- ⑤ Blicke, P., *Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus*, S. 543ff. など以下の叙述は特に Blicke, a. a. O., S. 531ff., 542., 544. に依る。
- ⑥ Eberhard, W., *Der Legitimationsbegriff des "Gemeiner Nutzens" im Streit zwischen Herrschaft und Gensenschaft im Spätmittelalter*, in: Fichte, J. O./Söller, K. H./Schimmelpfennig, B. (Hg.), *Zusammenhänge, Einflüsse, Wirkungen*, Berlin / New York, 1986, S. 241ff.

二 「公共の福利」理念の系譜

「公共の福利」に関するW・メルクやA・ディールらの古典学説をふまえ、その性格を系譜学的に分析したエーバーハルトはブリックレとは異なり、考察範囲を都市の共同体的枠組みの中に限定せず、「公共の福利」理念の意味を国制史レベルで問うている。それによると、中世後期に「公共の福利」(Civiler Nut)とドイツ語化したものは古代以来さまざまな概念のもとに捉えられてきたものであった。^② まず紀元前四世紀以降ローマの女神サルス(Salus)崇拜とともに国家の福利が考えられ、支配者によって定められ与えられるという形で浸透するが、その後アウグストゥスのもとでそれは調和と安寧とともに支配者崇拜に結びつく。支配者を崇拜することがすべての者の幸福を内包すると見なされたのである。さらにキケロにおいて人民の安寧は最大の原則とされ、かつその安寧は支配者の安寧に結びつけられた。「公共の福利」は上に立つ者によって考えられ解釈され代表されたのである。ローマ法は「公共の福利」(utilitas publica)を統治・立法・行政のための最上の規範とし、これがやがてゲルマン人やフランク人の法規範に継承されていく。この頃すでに「公共の福利」が「個人の福利」に先行するという法諺が知られていたが、支配者個人の福利と「公共の福利」の間の区別はまだ明確ではなかった。こうした流れの中で支配者の福利は国家の福利と同じものと考えられ、支配者はすべての福利を擁護し代表するという立場から「公共の福利」を最大の国家目標として捉えたのであった。同時に「公共の福利」を運営する権限を意のままにできるといふ支配者の理解が、その支配行為の理由づけとして「公共の福利」なる表現でもって自己正当化を行うようになるのである。

このように「公共の福利」という概念には古来より支配者側の伝統と意味づけが優越して現れる。「公共の福利」に関して有する決定権を行使し解釈し代表することが支配者の義務であり権利であるとされた。ところが一三世紀以降になるとこうしたヘルシャフトリヒな理解や解釈に対して「公共の福利」理念を横の連帯における規範として持ち出し、自己の

正当性を主張・要求するゲノッセンシャフトリヒな理解や解釈が現れるようになる。エーバーハルトがこの過程での決定的な契機として挙げているのは、第一に古代以来混在していた「公共の福利」の概念の区分、すなわち「公共の福利」と支配者個人の福利の区別かつ前者の優先であり、第二に一二世紀のソールズベリーのジョン以来神学者によって形成されてきた理論、すなわちある支配者が正当か否かを「公共の福利」に照らして判断すべきというもの——これは善き国王になるか暴君になるかは上に立つ者がいかに「公共の福利」を導くかにかかっているとするJ・ル・ゴッフの見解とも一致している——であり、第三に盟約や仲間団体といった連帯機関の確立である。一四・一五世紀には盟約、領邦議会、帝国議会へと順に要求が審議され、「公共の福利」に関して正当でない支配者に対して諫言が聞き入れられない場合には闘争という形に至ったのである。エーバーハルトはかかる抵抗を臣民が不当な支配者に対して「公共の福利」を擁護する一つの義務遂行と捉える。^⑤かくして中世後期には「公共の福利」理念を支配の正当性のためのイデオロギーとして強調するヘルシャフトの論理とその正当性の是非を問い自己の正当性を強調するゲノッセンシャフトの論理とが競合するのである。

以上のような「公共の福利」理念に関する系譜的考察から明らかなように、「公共の福利」理念における古来よりのヘルシャフト側の性格づけと中世後期に現れるゲノッセンシャフト側の意味づけが対置される。このことは「公共の福利」理念の一般的歴史的流れとして理解しうるものであり、かかる意味づけを系譜的流れの中に見出した点でエーバーハルトの見解は評価できよう。結局ブリックレの見解との相違は考察の枠組みをいかに取るかという点から生じたものであり、国制史と都市史というレベルの違いはあれ、ブリックレの看過していた「公共の福利」理念のヘルシャフト的意味を補完するものであったといえる。しかしエーバーハルトの見解は国制史レベルにとどまるのか否か、これを中世都市のレベルに移して自治との関わりの中で各時期ごとに検証していくことが課題となる。そこで次章では「公共の福利」理念が中世都市においてどのように受容され、そこでいかなる役割を果たすものであったのかを分析する。

① 史料上「公共の福利」は國王や支配者が實現すべき國家の任務として存在し、諸侯をはじめ臣民はその實現と促進のために奉仕義務を負っていたとするメルクは「公共の福利」をドイツの國家的發展の基礎形成および國家的統合に向けての重要な理念と位置づける。Merk, W., *Der Gedanke des gemeinen Besten in der deutschen Staats- und Rechtswissenschaft*, Weimar, 1934. 一方「公共の福利」は政治的意志や政治行為の目標として現れるが、それは支配者の上からの権力によってではなく人民の下からの意志によってなされるものとするディ

三 都市参事会と「公共の福利」理念

ドイツ中世都市の特徴の一つは都市参事会制度の確立により諸々の法制度を創出し、そこから市民自治を前進させたことであったが、その一方で國王や司教などの都市領主による支配秩序に編入されていたこともまた事実である。市民は都市領主に対して定期的に誠実宣誓を行うことによって忠誠と服従を誓約し、都市領主は特許状という形で特権（都市法等）を授与することによって都市の自由と權利を保証し確認した。^①ドイツ中世都市には一二世紀頃から多くの都市法が発給されたが、これらはその遵守を市民が誓約することによって妥当性を持ちえた。^②本章ではいくつかの都市についてこの都市法の条文を分析することによって「公共の福利」理念がどのように中世都市に受容されてきたのかを読み取ることにしたい。

一二〇七年、レーゲンスブルクに対して國王フィリップが授与した都市法の序文に次のような文言がある。

神の恩寵を受けし慈悲深き余、神聖ローマ皇帝フィリップは、都市レーゲンスブルクの市民がこれまで余に示した久しき忠節に鑑み、余は都市そのものの名誉と公共の福利のために市民全体に余の寛大なる処置について承認し確約するものである。^③

① ルは「公共の福利」理念を人民による共同体的結合と結びつけて捉える。Diehl, A., *Gemeiner Nutzen im Mittelalter*, in: *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte*, 1 (1937), S. 296ff.

② ①の叙述はEberhard, a. a. O., S. 244ff. 245ff.

③ Le Goff, J., *Das Hochmittelalter*, Frankfurt a. M., 1965, S. 220ff.

④ Eberhard, a. a. O., S. 246ff.

⑤ Eberhard, a. a. O., S. 249.

この都市法には以下七条にわたって条文が付されている。都市法の成立事情については残念ながら知りえず、序文の一部および第七条の末尾の欠落によって都市法全体の規模を知ることができない。しかし少なくともこの文言からわれわれが読み取るべきことは、都市において「公共の福利」が名譽とともに何らかの価値を有し、それを市民の忠節に対する特権授与に際して国王が都市のために配慮しているということである。注意しておかなければならないのは、文言に現れる「公共の福利」という言葉にどれほどの意味が込められているかである。単なる形式的な修辭か、それともなにがしか公布者の意図を反映した言葉か。ここでその点に立ち入ることはできないが、都市法の文言がたとえ形式的だとしても少なくともそこには都市法を授与される側の了解を考慮に入れた公布者の意図が反映されていると考えたい。

次に一二九六年に大公アルブレヒト一世によって公布されたヴィーンの都市法を見てみよう。領邦君主たるアルブレヒトと都市ヴィーンは長らく緊張関係にあり、一二八八年には市民蜂起があるなど両者の間に軋轢が絶えなかったが、関係が比較的安定した一二九六年に都市法特許状（全三九条）が発給された。^④その第一八条には、まず都市共同体の中から二〇人が都市参事会員に選ばれるということが定められた後、彼らの果たすべき義務は貧富を問わずあらゆる名譽・福利・安樂・至福の促進、すなわち「公共の福利」の促進にあり、それを誠実宣誓すべきことが記されている。^⑤同じく第二二条には、

余は同じく都市参事会員に、余や彼らの仲間の市民にこれまでも与えてきたし今後とも与えるべきである宣誓によって、毎週二回ないし一回ともに来たりてともに座し、市民と都市に重要なあらゆる庇護、あらゆる名譽、そしてあらゆる至福が促進されているかどうか注意することを要求する。^⑥

というように、市民にとって重要であるところのあらゆる庇護・名譽・至福の促進について都市参事会員は留意し、そのために宣誓し集会を開くべきことが記されている。ヴィーン都市法におけるこれらの規定が語っているのは、「公共の福利」の促進は都市における根本的な関心事であり、都市参事会は貧富を問わずすべての者に対してその監督責任を負い、

都市領主や市民の前で誠実宣誓を義務づけられていたであろう。

これらの点は一三〇三年から約一〇年の間に徐々に制定されたハノーファーの都市法の一三〇八年と一三〇九年の部分からも確認できる。

都市参事会は全会一致によって市民の公共の福利と恵みのために旧来の規定をよりよいものに改めた(一三〇八年の部分)⑦。

彼ら(都市参事会)はすぐれた市民の公共の福利のために都市の新しい規定に取りかかった(一三〇九年の部分)⑧。

これから、古い規定の改正および新法の制定が「公共の福利」のために行われ、それを都市参事会が実行したということがわかる。「公共の福利」は都市生活における市民の目標の中心として存在していたのである。

以上より「公共の福利」理念の都市における受容形態を整理しておこう。前章で瞥見したようにそもそも「公共の福利」の促進は上に立つ者によって代表され配慮されるものであった。中世都市においてその役割を担ったのは都市参事会である。一二・一三世紀を中心とする都市参事会制度の確立によって国王ないし都市領主は都市参事会に誠実宣誓を課して「公共の福利」促進の責任を委ねた。「公共の福利」は都市生活における目標として存在し、都市参事会はそのためのあらゆる義務を負ったのである。ここで都市という場における「公共の福利」に、やや具体的な意味内容を読み取ることができる。すなわちそれは庇護・名誉・福利といった言葉に示されているものであるが、これらは都市内平和、秩序、経済的利益などを指すと考えるのが妥当であろう。つまり「公共の福利」は都市における私闘の禁止、身分秩序の維持、商業・手工業の勃興等の当時の社会情勢に対応するものであったと考えられる。

さて都市参事会が都市共同体の代表機関というゲノッセンシャフトリヒな性格と同時に市民の共同生活における統治機関というヘルシャフトリヒな性格を持つものであったことはいうまでもないが、その際に「公共の福利」理念は都市参事会においていかなる意味を有したのか。その後の都市参事会の存在形態からこの点を検討しよう。

一二四九年頃に成立したシュトラースブルク第三都市法は、都市参事会の専横によって損なわれた市内の秩序回復のために都市領主たるシュトラースブルク司教によって制定されたものであるが、その第一八条には、都市参事会には都市の名誉とならんで「公共の福利」のために公の命令を下す権限があり、違反者については都市参事会が厳罰に処するべきであるということが書かれている。^⑪つまり都市参事会は「公共の福利」のために市民に対するヘルシャフトの機関たる権利を都市領主から与えられて有していたのである。

都市参事会のこのようなヘルシャフトリヒな性格は、戦争時に市民が市長および都市参事会の許可を得ずに武装して他の都市民とともに進軍した場合に市民権剝奪という重罰を課していた規定（シュトラースブルク第二都市法第五二条・一二四九年）^⑫や周辺農村領域におけるさまざまな支配権の行使にも見受けられる。後者の例として、一二七八年の製靴工と皮なめし工の間の争いに関するシュトラースブルクの都市参事会による決議を見てみよう。そこには、

われわれの主人であるシュトラースブルクの市長と都市参事会は以下の点で一致した。すなわちこれは農村と都市の福利のためである。そして皮なめし工の親方と皮なめし工、そして製靴工が互いに仲良く暮らしていけるよう、製靴工が半分のコルドバ革を叩くことを善し悪しを問わず週の仕事としていることを見届けねばならない。^⑬

というふうに、農村と都市の福利として示されているところの「公共の福利」のために都市参事会が監督義務を負う旨が記されている。この争いの事情について明らかにすることはできないが、ここで「公共の福利」と考えられているものが、平和および秩序の維持、或いは経済的な利益という具体的な意味を呈していることには注目すべきであろう。また一二六三年の平和協約において確認されたように、都市参事会の裁判権は都市支配下の農村領域においても上級法廷としての地位を有していたわけであるが、^⑭「公共の福利」を持ち出して調停決議を出すことによって、都市参事会は都市のみならず農村に対する統治機関としても「公共の福利」理念を統治のためのイデオロギーとしていたといえるのではなからうか。このあたりの問題に関しては都市と農村の関係という点からもさらに掘り下げて検討する価値があると思われるが、今の

ところこれ以上立ち入ることはできない。

いずれにせよ都市参事会は、都市における「公共の福利」促進の代表者・監督者として平和・秩序の維持や経済的利益の擁護といった役割を負う一方で、都市共同体における統治機関としてのヘルシャフトリヒな性格を「公共の福利」理念によって正当化したのである。この統治機関としての行為は一三世紀以降、都市におけるある重大な問題の中で新たな展開を見せる。それは都市に居住する聖職者の市民化という問題においてであった。

一一七九年のラテラン公会議において確認されたごとく、市内に居住する聖職者は都市の世俗裁判権への服従、市民誓約、納税などの義務を免れるという特権を有していた。彼ら聖職者の持つさまざまな免除特権やそれに基づく商業行為は、しばしば都市経済や都市財政の悪化をもたらし、対立の争点となっていた。とりわけ司教都市においては聖職者の特権の数が多く、都市参事会にとってこれらは都市領主の権限ともども制限されるべきものであった。かくして都市参事会は、聖職者に納税義務および世俗裁判権への服従義務を課すことを目的として聖職者の市民化に乗り出すことになる。^⑩特に聖職者はウンゲルト(Ungeld)という販売・消費税からも免れていたが、このウンゲルトは都市にとって最も重要な収入源であったために市内の聖職者と都市参事会の間に緊張関係を生じさせた。

ヴォルムスの都市参事会は、一二六九年の国王リヒャルトによる帝国平和令の更新の際に「公共の福利と一般の平和のために」(*pro rei publice bono et generali pace*)このウンゲルトの徴収を一時的に断念したが、一二七八年、都市の共有地の売却の際に「迫り来る都市の危機(necessitas)と切迫している重大な債務のために」ウンゲルトを徴収せんとして新任の司教と争った。^⑪結局、司教は「都市の危機のために」(*pro necessitate civitatis*)一年に限りウンゲルトの徴収を許可した。この納税義務は聖職者にも課せられた。しかし期限後も徴収は続けられ、司教との対立の中、都市参事会は一二七八年の合意を理由に聖職者からウンゲルトを徴収し続けたのである。その際ウンゲルトは「危機と公共の福利に備えて」(*pro necessitate et utilitate civitatis*)定められた。都市参事会は「公共の福利」を「危機」とならべて用いることによ

って自己の行為を正当化したのである。H・シュロッサーは「危機」と「公共の福利」は立法者の立法行為を肯定する役割を果たすと述べているが、ここでは都市の「危機」はまさに「公共の福利」を妨げるものであり、そのために克服されなければならないことであつたといえる。

このように都市参事会は「公共の福利」もしくは「危機」のために自己の要求・決定を正当化することで、都市における立法行為を特に聖職者に対して定めることができた。都市参事会は聖職者との対立の中で「公共の福利」理念を有効に利用して、いわば治外法権にあつた聖職者を自己の統治システムの軛に組み入れることに成功したのである。

以上見てきたように、中世都市における「公共の福利」理念の受容はヘルシャフトの文脈において重要な意味を持っていた。都市共同体の代表機関である都市参事会は「公共の福利」理念を利用して自身の統治機関としての性格を強化したのである。「公共の福利」理念は市民の共同生活の目標という側面を都市参事会のヘルシャフトリヒな性格によって掌握されていたといえよう。

こうしたヘルシャフトの性格を強く持った都市参事会と「公共の福利」理念の関係を把握した上で、では都市領主との関係においてはいかなる意味を提示しうるであろうか。都市参事会における「公共の福利」理念の役割は市民と都市領主の対立関係においてなにかの新たな意味を浮上させるのではないかと思われる。そこで次に、シュトラースブルクを例として市民と都市領主の対抗関係をたどりつつ、対立の要因とその中で「公共の福利」理念の果たした役割について検討を加えることにしたい。

- ① ギールケやエーベルらの古典学説をふまえた都市領主と市民の関係、市民宣誓の意義などについては Pitz, E., *Untertanenverband, Bürgerrecht und Staatsbürgerschaft in Mittelalter und Neuzeit*, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte* 126 (1990), S. 263ff. を参照。
- ② 都市法の妥当根拠については林義『ドイツ中世都市法の研究』創文

社、一九七二年、二四三頁以下を参照。

- ③ ...*Philippus divina favente clementia Romanorum rex s. a. ... Adverteutes diuinam fidem ... quam civitas Ratisponensis habemus nobis exhibuit ... ad honorem et communem utilitatem ipsius civitatis universitati civium de liberalitate nostra con-*

cedimus et confirmamus: (Keutgen, Nr. 159, S. 196.)

- ④ この間の事情については服部良久「宮廷都市ヴィーンの成立」比較都市史研究会編『都市と共同体』上 各著出版、一九九一年、一三〇頁以下に詳し。

- ⑤ ... und auch gaenzlich mit irem gesworen aide darzue vertrewen und binten, daz sie vurdern alle ere und allen nuz und allen gemach und allen vrumen als wol den unsern sam der stat, armer und reicher. (Keutgen, Nr. 166, S. 216.)

- ⑥ Wir gebieten auch denselben ratgeben bi dem aide, den si uns und irem mißpurgern habent gegeben und noch chunfflich geben sulen, daz si alle wochen zwir oder aines zesame chomen und geslzen zesame, so daz si betrachten alle vurdernge alle ere und allen vrumen getriwlichen, beden der purger und der stat. (Keutgen, Nr. 166, S. 217.)

- ⑦ consules ex unanimi consensu ad utilitatem et commodum communium burgensium mutaverunt statuta antiqua in melius. (Keutgen, Nr. 215, S. 295.)

- ⑧ inopiunt nova statuta civitatis ad utilitatem communium burgensium edita. (Keutgen, Nr. 215, S. 295.)

- ⑨ 以下の性格が強かったかは都市の規模と地域により差がある。都市参事会制度の成立と意義についてはK・シムルン(魚住昌良訳)「サリェル朝後期およびシムタウマル朝時代の王権と諸侯と都市」『社会経済史学』四五―一二、一九七九年を参照。

- ⑩ 第三都市法の序文にその旨が記されている。林「前掲書」三七五頁。
⑪ Quandoquunque consules de consensu civitatis aliqua instituta fecerint de annona interdicens, de vino, de cultellis vel de quocunque mandato publico pro honore et utilitate civitatis

fecerint, quicunque hoc mandatum violare presumpserit, consules facient eum infra triiduum exire civitatem... (U S I, Nr. 618, S. 483.)

- ⑫ U S I, Nr. 417, S. 481.

- ⑬ 一三五一年にはシムタウマルは隣接する村落であったサーニッホーンマンの所有権、裁判権を含むすべての支配権を獲得し、直接的農村支配領域となった。一三九二年にはシムタウマルの市壁拡張により市域が拡大された。Wunder, G., *Das Straßburger Landgebiet*, Berlin, 1967, S. 29f.

- ⑭ Unser herren der meister und der rat von Strazburg sint dez ubereinkommen, das ez deme lande und der stette nutze ist, und durch das, daz die kurdeuente meistere und kurdeuente und die ledigerwere mitenander mit liebe lebent, so hant sie ufgesetzt, das die ledigerwere iemerne sulnt blawen das halbe kurdeuantiir wocheuere böse und güt. (U S IV / 1, Nr. 264, S. 160.)

- ⑮ U S I, Nr. 519, S. 395.

- ⑯ 爵位絶たせられた王侯とシムタウマルの市民、B., Kleriker als Bürger. in: *Festschrift für Hermann Heimpel zum 70. Geburtstag*, Bd. 2, Göttingen, 1972, S. 195f. 参考。

- ⑰ 以下の感歎はEberhard, W., Kommunalismus und Gemeinnutz im 13. Jahrhundert. in: Seibt, F. (Hg.), *Gesellschaftsgeschichte*, Bd. I, München, 1988, S. 271f. 以下に詳し。S. 285f. 以下。

- ⑱ Schlosser, H., Rechtsgewalt und Rechtsbildung im ausgehenden Mittelalter. in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung*, 100 (1985), S. 9ff. 以下に詳し。S. 16f.

四 市民と都市領主の対立における「公共の福利」理念

一二・一三世紀を中心とする都市参事会制度の確立は、ドイツ中世都市における共同体的性格を強化させる一つの契機となった。以来多くの都市において都市領主の権限をいかに制限していくかが共同体強化の課題となったのであり、そのために都市領主と戦争状態に陥ることもしばしばありえた。都市領主の従属民かつ領主役人であったミニステリアーレンの市民化はその過程における一つの随伴現象である。^①シュトラースブルクはかかる状況が顕著であったがゆえに重要なモデルケースになりうる都市の一つである。まずシュトラースブルクにおける都市共同体（市民）と都市領主の関係の推移を概観しておこう。^②

一〇世紀末から一一世紀初頭に司教を都市領主とする司教都市となったシュトラースブルクは東西商業の要衝であったが、一二世紀以降、商業・手工業・ぶどう栽培を中心とする都市経済の繁栄によって市民勢力が充実し、諸特権を獲得していく。一二世紀末の国王二重選挙において国王となったフィリップを市民が支持していたことから後に優遇され、市民は司教に対してその権利を増大させることになった。一三世紀初頭には市壁の拡張、都市独自の印章の所持が認められている。一二一四年、皇帝フリードリヒ二世の調停により司教の同意という条件のもとで都市参事会が承認され、制度的確立を見る。以後、次第に都市貴族的性格を帯びてきた上層市民と司教の間に軋轢が生じ、しばしば緊張関係を孕むが、一二六〇年に就任した司教ヴァルターのもとで事態は急転する。両者は戦闘状態に陥った。一二六二年三月八日、シュトラースブルク近郊のハウスベルゲンでの戦闘で、武装した市民軍が司教軍を破り、勝利を収めた。翌一二六三年四月二日、憤死した司教ヴァルターの後任ハインリヒと都市の間に平和協約が結ばれ、これによって都市の自治権は拡大し、同時に司教の都市領主としての政治的権限は大きく制限されることになった。

いわゆる自治権獲得運動と捉えられるこのような都市の歴史的過程は、従来、市民と都市領主の対抗関係の中における

自治的要素の發展經過として、個々の自治的要素を領主的要素からの解放とそれにとまなう市民の権限の増加に結びつけることによって説明されてきた。しかしなぜ市民と都市領主は対立したのか、双方の論理はどのようなものであったのか、こうした問いに対してはこれまで何ら回答を与えてこなかったように思われる。「公共の福利」理念のあり方を説明するためにもこれらの点を押さえておく必要がある。そこで戦闘に至った經過をいまい少し詳細に見ておくことにしたい。

一二一四年に都市参事会制度が確立して以来、毎年都市参事会員に選出される有力市民家系は次第に閉鎖化し、都市貴族的性格を帯びるようになった。一二四九年頃に司教ハインリヒによって公布された第三都市法は、司教が市内における世情不穩を都市参事会員および他の有力市民の責任と見なしたことが制定の直接のきっかけとなったのであり、司教は都市参事会に対し、市内の秩序維持と不法に対する制裁を強化することによって自治機関の責務を喚起しようとした。都市参事会はこの段階においてすでに都市領主たる司教にとって厄介な存在であったといえる。

都市における窃盜・輕罪・金錢債務に関する裁判権を行使しえた最も重要な都市官職の一つがシュルトハイス職であったが、これは司教のミニステリアーレンによって担われるべきものであった。しかし都市における商業活動に携わっていたミニステリアーレンは、都市經濟の繁栄とともに市民と利害を共有し、市民との血縁關係を通じて次第に市民化していく^③。市民化したミニステリアーレンによって担われるシュルトハイスの職務は当然市民に有利な方向に導かれることとなった。しかもシュルトハイス職に就いた者は同時に都市参事会員であることが多かった^④。かかる状況のもと、一二五九年に司教ハインリヒは後の司教ヴァルターを長官とする聖堂参事会とともに、シュルトハイス職とその配下の下級裁判官職をかように市民化したミニステリアーレンにはもはや任命しないことを決定した。そして「われわれの教会の名譽のために協議し、自由そして教会の福利のために配慮することによって」^⑤教会直属の上級ミニステリアーレンの手にそれらを委ねたのである。司教にとっては、シュルトハイス職を担っていたのが市民化したミニステリアーレンであったこと以上に、彼らが都市参事会に属していたという事実が問題であったと考えられよう。シュルトハイス職が都市参事会に事実上掌握

されたことに對して司教は断固たる措置を取ったのである。

一二六〇年に司教に選出された若きヴァルターは尊大で闘争好きといわれたが、彼は積極的に都市参事会への苦情を表明し始めた。一二六一年六月四日にヴァルターは近隣の修道院の院長宛に書状を送り、シュトラースブルク市民が自分の同意なく勝手に都市参事会を開いたこと、都市参事会がウンゲルトを強引に徴収し、食物輸出を禁止したこと等を訴えた。同月二五日には、都市参事会に對して抗告状を送りつけ、以下の諸点について非難した。すなわち、司教の同意なく市長および都市参事会員を選出したこと、都市参事会が司教や聖堂参事会の承認なしに新たな法令を定め、新たな租税をかけたこと、都市参事会が司教の保護民であったユダヤ人から徴税したこと、都市参事会が平和破壊者や犯罪者を教会裁判に反して勝手に保護したこと、都市参事会が都市の共有地を自己の利益のために分割利用することによって貧者の利益を侵害したこと、都市参事会が聖堂参事会やミニステリアーレンの権利を侵害したこと等である。⑦
その際、ヴァルターは都市参事会を「シトラースブルクの権力者」(die gewaltiger von Strazburc)と断じ、彼らが「強大な権力と不法」(großen gewalt unde unreht)でもって市民を掌握しているとした。⑧
そして「先達のもとでは決して起こらなかった、また正しいことではなかった」⑨ことが起こっているとして非難したのである。ここにヴァルターの認識を読み取ることができる。それは強大な権力者と化した都市参事会のもとで司教と一般市民の間の正当な支配関係が破壊されているという認識である。ヴァルターにとって都市参事会の支配は不法なものであり、教会に對する権利の侵害にはかならなかったものと思われる。

このことを直接の契機として戦闘は開始されたが、その年の暮れには早くも司教ヴァルターはシュトラースブルク市民に對して平和折衝を提言している。⑩
そこでは、司教ベルトルト(在位一二三二—一二四四年)の時代に戻ることによって、かつて司教と市民の双方が持っていた名誉と「公共の福利」を回復せんとする意志が述べられている。⑪
おそらくヴァルターは、都市参事会によって破壊された都市および教会の名誉と福利の回復を広く市民に訴えかけることにより戦闘の終結お

よび司教の正当な支配への回帰をめざしたのであろう。そして何よりも「公共の福利」を促進するのはもはや都市参事会の役目ではなく都市領主たる司教の役目であるということを認識させようとしたのだと思われる。しかし司教の努力が功を奏さなかったことはいうまでもない。一二六二年三月にはそのままハウスベルゲンの戦いへと突入し、司教軍は大敗した。それによりようやく休戦にこぎつけたが正式な和解は成立せず、そのままヴァルターは憤死したのである。

一四〇〇年頃、シュトラースブルクの年代記作者トゥヴィンガー・フォン・ケーニヒスホーフェンはこのときの市民の勝利について次のように報じている。

かくして、この戦いともめごとは終結した。それとともに市民は都市の福利と名誉を勝ち取り手にした。そして彼ら自身と彼らの子孫は大いなる至福を獲得した。そのとき司教はそれまでシュトラースブルクに対して持っていたと考えていた権利と自由を攻略され、その結果シュトラースブルクは独立した都市となり、すべての権力を取得した。^⑩

つまり市民は都市における「公共の福利」をはじめ司教が自分の掌中にあると考えていたあらゆる権力を奪い取ったのであり、それによって司教はもはや「公共の福利」をつかさどる主体とは見なされなくなったということがいえるであろう。如上の過程をふまえ、次に市民と司教の対立の争点はどこにあるのかという点を、司教と都市参事会の双方の都市共同体に対する関係から考察し、「公共の福利」理念の意義を位置づけることにする。

前章で考察したように「公共の福利」理念は都市参事会の支配行為を正当化する役割を果たしていたが、都市参事会の聖職者に対する既述の如き支配行為は司教を頂点とする教会勢力を動揺させる結果となった。都市参事会とならんで都市共同体に対する統治権力であった司教にとってこのことは許すべからざることであったと思われる。そもそも都市参事会は司教の承認下に司教に依存する形で成立したものであり、いわば司教の保護下に一定の制約を受けながら存在していたはずであった。その都市参事会が独自の支配行為により司教から独立した都市支配権力に変貌していった、このことが問題となったのではなからうか。シュトラースブルクにおける自治権獲得をめぐる対立は司教と都市参事会の間の対立であ

り、その直接原因はこの点にあったと見るべきであろう。

しかしその争点については、さらに考察を要しよう。すなわち、司教ヴァルターがめざしたのは正当な支配関係への回帰であった。ヴァルターが抗告状において都市参事会を不法と断じ、都市共同体に対して平和折衝を提言したのも、司教が自らを正当な統治権力と認識していたからである。その際に引き合いに出されたのが「公共の福利」理念であり、司教は「公共の福利」の促進を自己の正当性の根拠としたのである。一方、都市参事会が自らの支配行為を正当とする自己認識もまた「公共の福利」理念によって裏づけられていた。このことは一二一四年、都市参事会制度の確立と同時に司教の同意のもとに作成された第二都市法の第一条の後半部分から読み取ることができる。そこには、

彼ら（都市参事会員および市長）はすべてお互いに次のことを誓約すべきである。すなわち、教会、司教および都市の名譽をあらゆる事柄について誠実に前進させ、都市ならびに有力なるもの有力ならざるもの、富めるもの貧しきものを問わず、市民をあらゆる害悪から可能な限り守り、そしてあらゆる事柄に関して正しい真実にしたがって裁判する⁴³ということ⁴⁴を。

と記されている。この文言には直接「公共の福利」という言葉は現れないが、内容的にはすなわち、市長を含めた都市参事会が教会、司教、都市の名譽、そして「公共の福利」の促進に向けて努めなければならないということを皇帝もしくは司教が誓約させたことを示しているのであり、これが都市参事会の支配の正当性の根拠となりえたのである。

しかし問題は、この規定が「公共の福利」の促進のみを都市参事会に委ねていたのではないということである。「公共の福利」とならんで教会および司教の名譽を守ることもまた都市参事会に委ねられていた重要な任務であった。司教が都市参事会を不当なものとして非難した根拠をここに求めることができよう。すなわち、都市領主たる司教にとってはまず第一に教会および司教の名譽が守られなければならないのであり、それが守られている限りにおいて都市参事会の存在は承認されるはずであった。しかし実際には都市参事会は既述の支配行為によりそれを守らなかったと考えなければな

るまい。司教が都市参事会を不法な権力と断じたのは、都市参事会が教会および司教の名誉を侵害していたからにほかならない。換言すれば都市参事会が「公共の福利」のために正当化した支配行為は、司教にとっては教会と自分の名誉を阻害する以外の何者でもなかったたのである。

以上より、一三世紀におけるシュトラースブルクにおける司教と市民の間の対立とは、司教と都市参事会の間の支配の正当性をめぐる対立であったといえよう。ここで「公共の福利」理念が重要な意味を持つ。争点は都市参事会においては「公共の福利」の促進に、司教においては「公共の福利」の促進と教会および司教の名誉の維持にあったと考えられる。

都市参事会の存在を自分の庇護のもとにのみ認めていた司教は、教会と司教の名誉を侵害するに至った都市参事会の支配行為を正当とは見なせなかったたのであり、逆に、教会および司教の名誉なるものが教会組織の特権を保護しこそすれ、結果的に都市経済の危機を招くならば「公共の福利」を阻むものとして直ちに排除すべきであると考えていた都市参事会は、司教の支配を正当とは見なせなかったたのである。

以上、本章では自治権獲得運動として従来より捉えられてきた、都市領主と市民の対抗関係において「公共の福利」理念が双方にとっていかなる意味を持ち、どのような機能を担っていたのかをシュトラースブルクを例に検討した。シュトラースブルクの例を他の都市に敷衍し一般化することには慎重を要するが、少なくともこの時期の自治形態において「公共の福利」理念は支配とその正当性に対して大きな意味を持っていたのである。

- ① ミュンステリアーヘンの市民化については Schulz, K., *Die Ministerialität in rheinischen Bischofsstädten*, in: Maschke, E./Sydow, J. (Hg.), *Stadt und Ministerialität*, Stuttgart, 1973, S. 16ff. を参照。
- ② シュトラースブルク史を概観したものとして参照したもののうち主なものを挙げておく。Livet, G./Rapp, F. (Hg.), *Histoire de Strasbourg des origines à nos jours*, Bd. 2., Strasbourg, 1981.; Woytt, G., *L'administration épiscopale de Strasbourg au Moyen Age*, in: *Revue Historique*, 178 (1986), p. 177ff.; Opl, F., *Stadt und Reich im 12. Jahrhundert*, Graz/Wien, 1986, S. 149f. 邦語文献としては林、前掲書、三二頁以下、および G・シャモラー(瀬原義生訳)『ドイツ中世都市の成立とツェンフト闘争』未来社、一九七五年。
- ③ 一三世紀初頭には文書の末尾に証人として羅列される名前が mini-

- stiales und cives の二つのグループに分けられ、市民化したシニステリアーレンは後者に分類される。リームリン家はシニステリアーレン家系であったが、十三世紀前半にシヤルト・トニス職に就いていたと確認されるノードルン・リームリンは十三四年と二十六年の文書で cives と記されている。(U S I, Nr. 193, S. 155, Nr. 202, S. 163.) シタール・スブルクの市民化したシニステリアーレンについて Mosbacher, H., Kammerhandwerk, Ministerialität und Bürgerum in Straburg. in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 119 (1971), S. 33ff. を参照。
- ⑤ Mosbacher, a.a.O., S. 136.
- ⑥ hac igitur ordinationem et statutum, per quam honori nostre ecclesie consultitur et utilitati libertative ecclesiastice providetur... (U S I, Nr. 436, S. 329.)
- ⑦ U S I, Nr. 467, S. 351ff.
- ⑧ C S VIII, S. 30.
- ⑨ 抗告状の冒頭でヴァルターは「読める者も貧しき者も共にわれわれのシタール・スブルク市民」(unsere burgen von Straburg gemeinliche richen unde armen) のためこの抗告や「シタール・スブルクの市長ならぬ都市参事会」(die sich meisterschefe unde des rates zi Straburg) に対して行う旨を記している。(U S I, Nr.

五 自治体制下における「公共の福利」理念

前章まではドイツ中世都市において都市参事会制度が成立する一二・一三世紀の自治形態における「公共の福利」理念について考察してきた。本章では一四・一五世紀を中心に頻発するいわゆるシンフト闘争もしくは市民闘争によって都市

- 471, S. 355ff.)
- ⑥ das deheime unseren vorvarn nie geschah unde och niht reht ist... (U S I, Nr. 471, S. 365.)
- ⑦ 司教軍にはトリプラー大司教、ザンクト・ガレン修道院長、ムーレン修道院長らの軍が、市民軍にはホルマールやハーゼル・ノイエンブルクといった同盟都市、それにハプスブルク伯、キーブルク伯、フィリップス伯らの軍がそれぞれ援軍に駆けつけた。
- ⑧ U S I, Nr. 481, S. 364ff.
- ⑨ Also gewan dirre krieg und srit ein ende, domitte die burgere ervoltent und erwurden nutz und ere der stette und ir selbs und ir nochkomen grosse friheit und selikeit. wan hette der bischof die reht und friheit erkobert die er meinde zu Strosburg zu habende, so were Strosburg sin eigen worden und in sinre gewalt gewesen... (C S IX, S. 663.)
- ⑩ ...qui jurant omnes invicem honorem ecclesie, episcopi et civialis ad omnia fideliter promovere, civitatem et cives majores ac minores, divites ac pauperes ab omni malo pro posse et nosse defendere et per omnia secundum veritatem juste judicare. (U S I, Nr. 617, S. 477.)

の自治体制が変質してくる時期の自治形態における「公共の福利」理念のあり方について検討することにした。

すでにこれまで多くの研究が多くの都市について明らかにしてきたごとく、一四・一五世紀に頻発した都市の騷擾は、共同体内部の階層分化やそれにとまなう社会的諸矛盾——それはツンフト間の経済的格差による政治的問題、すなわち有力なツンフトは上位ツンフトとして市政参加によって政治的発言権を有していたが有力ならざるツンフトは下位ツンフトとして政治的には全く排除されていたという点にも如実に現れている——を内包するものであった。^①都市的自治という点では、都市参事会という自治機関の支配的地位をめぐっての広範な社会層による争奪戦、都市参事会の支配体制に対する一種の異議申し立てであったともいえる。そうした中で「公共の福利」理念はいかに存在していたのか。史料的にはこの時期より市民の手になる都市年代記が数多く書かれるようになるが、この都市年代記の記述の中に市民意識を読み取ることも不可能ではあるまい。^②ここでは市制改革をめぐる闘争を経験することにより市民の自治に対する意識が年代記記述に現れている南ドイツの帝国都市ニュルンベルク、アウクスブルクを例に、いくつかの都市年代記記述の分析を通じて市民自治制度下の「公共の福利」理念のあり方を探ることにする。

まずニュルンベルクの都市参事会の法律顧問であったクリストフ・ショイエルは、一五一六年頃に都市参事会の統治理念について書き残している。「都市ニュルンベルクを讃え、その行政令とよき統治というものについて二六章に分けて記述する」^④という冒頭部で始まるこの年代記記述は、都市参事会はいかなる統治理念をもって都市統治を行い、それを行う都市貴族はどのような存在であるべきかということを詳細に論じたものである。

その第八章には都市参事会の特質について述べられている。

われわれの都市と公共の福利に関する統治のすべては門閥と呼ばれる人々の手にある。彼らは祖父祖母の時代よりずっと以前から統治に携わっていて、われわれを支配してきた人々である。そこにとどまるよそ者も共同体の人民も何の力も持っていない。彼らに与えられるべきものでもないのである。なぜなら、神のすべての力と至福の統治は

少なくともあらゆる事物と自然の創造者によって特別な賢明さを与えられた者にのみ授けられるからである。^⑤

ここから一つの図式を導くことができよう。それは「公共の福利」をめぐる都市参事会（都市貴族）と共同体の一般市民の対置である。すなわち都市と「公共の福利」を運営するのは旧来より都市参事会の役割であるとするのに対し、共同体の一般市民はその統治下にあつて何ら役割を果たすことはないというものである。シヨイエルは都市参事会に都市統治の絶対的な力を認めた上で「公共の福利」促進の義務を強調するのである。

それではその「公共の福利」とはこの文脈の中でいったいどのようなものと捉えられているのであろうか。第七章には都市参事会を束ねる市長の職務について述べられている。それによると、都市の統治に携わる責任者たるべき市長の最も重要な任務が「公共の福利」の維持と促進であり、その内容は、市民の不平不満、争い、債務等の都市生活におけるあらゆる局面に対して正しい裁判を行い、それによって市内の平和と秩序を維持するというものである。^⑥ここでは統治に携わる者の一方的な支配ではなく、つねに市民の利益を考えた政治的行為が平和を生み「公共の福利」を実現することになると考えられているといえる。「公共の福利」は都市において平和と秩序を前提として成り立つものであった。

さらに第二章では、都市において最上位に属するとされる主要人物の役割について語られている。

しかし都市の三人の最上位の主要人物には、聖域への鍵と市門の鍵、同じく印章が、公共の福利と名誉と安寧の維持のために必要であるものすべてとともに委ねられる。そしてそのために人は皆彼らを重んじ、彼らに服従し、集合すべき時には各人が彼らのもとへ赴くべきであり、そうしなければならない。^⑦

ここでは、都市統治に携わる最上層の人物には「公共の福利」の維持・促進の義務があると同時に、その目的達成のために共同体住民は彼らに対し服従義務があると捉えられている。つまり「公共の福利」の維持・促進が彼らの支配の正当性を保証していたのであり、共同体住民もまたそのことを了解し認めなければならなかったのである。

「公共の福利」の維持・促進に関する都市支配層の主導性とその支配の正当性の認識はアウクスブルクのブルカルト・

ツィンクの年代記からも見て取れる。ツィンクは商人として一四五〇年代から六〇年代にかけて自伝的な年代記を著しているが、その一四六六年の部分には都市参事会開催の様子が描かれている。アウクスブルクでは一五世紀中葉より経済的な危機に陥り、この一四六六年はその頂点に達していた年であった。^⑨ ツィンクの記述によると、ザンクト・ガレンの祝祭日の後の水曜日に大参事会が開かれ、そこで小参事会で審議された内容が披露される。その情景は次のようなものであった。

そして参事会に二〇〇人の人々が集まっているかどうかが知られるべきである。そして市長が参事会での話し合いを開始し、喋り始めた。親愛なる友よ、次のことが知られるべきである。すなわち、小参事会が貧しきもの富めるもののために必要なこと、そしてその中でも最善の、都市の名誉と公共の福利についてすべてを協議した。それは貧しきもの富めるものが真の和合の中で互いに好意を持っていけるようにとの願いからである。^⑩

このあと市長は続けてウンゲルトの徴収をめぐる報告を行い、審議に入る。この描写からもわかるように「公共の福利」は都市の名誉とともに追求すべき最高の価値を有し、それは参事会における審議の対象となる。その内容は、貧富に関わりなく共同体住民のすべてが互いに和を保ち、争わずに生活を送ることである。そして参事会で決定されたことに住民は従わなければならないかった。

このように都市生活での「公共の福利」の維持・促進に対する主導的役割は都市参事会にあり、そのもとでの共同体市民の従属が正当であるという側面が明らかとなった。市民の「公共の福利」認識、さらには「公共の福利」理念を通じての支配と従属に対する意識の現れといえよう。しかしこれと同時に、一四・一五世紀における都市騷擾の経験を通じて成熟してきた都市共同体の市民が市政参加という自己の政治的権利とともに「公共の福利」をめぐる新たな認識を持つに至ったとすれば、それはどのような所に現れるであろうか。如上のいわば静態的な側面に対し、以下において一四七六年から七八年にかけてアウクスブルクで起こったある政治的事件を見ることにより、単なる理念像ではなく現実においても

機能していた「公共の福利」理念の動態的な側面を読み取ることにしよう。

アウクスブルクでは一三六八年に市制改革が行われ、いわゆるツンフト制が導入された。市政参加を果たし、政治的に優遇されたのは商人、織匠、小売商、塩運送、パン屋、肉屋、靴屋、仕立屋、ビール醸造、皮なめし工のツンフトであった。^①一五世紀には一七のツンフトのうち一からそれぞれ二人ずつの代表が小参事会に派遣された。これらは政治的組織体として経済的社会的に恵まれたツンフトとして位置づけられたが、市政参加のかわらないツンフトは同職組合的な色彩の濃い下位ツンフトとして存在した。一三六八年の新制度施行以後も旧来より市政を牛耳っていた都市貴族の勢力は強く、次第に都市指導層は閉鎖化していく。一五世紀後半になると市政をめぐる手工業ツンフトと都市貴族・商人ツンフトの間で緊張関係が生じ、その中で一四七五年、市長ウルリヒ・シュヴァルツが選出された。

下層の境遇から成り上ったシュヴァルツは大工ツンフト出身の市長として下位ツンフトにとって有利になるような都市参事会改革に腐心した。^②シュヴァルツは、皇帝フリードリヒ三世との交渉によって従来の固定されていた都市課税額の引き下げを達成したり、長らく緊張関係にあったバイエルン大公との関係改善に尽くすなど、確かにアウクスブルクに対して多大な貢献をなした。しかし彼の改革政策は都市貴族の敵意を招来するとともに極端な報酬を彼から期待していた支持者を離反させることとなった。一四七六年、都市参事会改革は実行され、従来いわゆる枢密院として都市における重大事の処理を行っていた都市門閥による一三人評議会に代わって、すべてのツンフトマイスターによる一八人評議会が結成された。ツンフトには所属していなかった都市門閥はこれによって市政の重要な機関から締め出されたのである。結果、下位ツンフトは上位ツンフトと同等の権利を有することとなり、これによってすべてのツンフトからそれぞれ二人の代表が小参事会に派遣された。一四七七年、小売商ツンフト出身の元市長ハンス・ヴィッテルは公務でヴィーンへ皇帝の宮廷を訪ねた際にシュヴァルツに関する不満を激しく述べ立てた。しかし帰還後直ちにヴィッテルは捕えられ、裁判にかけられた後、死刑判決が下され処刑された。彼の兄弟レオンハルトもまた都市の官職保有者の中傷によって同じ運命をたどった。

かかる異常な対立の激化を目の当たりにして皇帝フリードリヒ三世が介入する。特に帝国ラントフォークト(代官)のアウクスブルク入城は自治が妨げられる危険性を有していたためか、逆に市民のシュヴァルツに対する反発を強化した。一四七八年四月、帝国ラントフォークトの指示により都市のフォークトは都市参事会に踏み込んでシュヴァルツを逮捕した。世論はシュヴァルツに対して、かつて類を見ないほど非常な権力を行使していたとして糾弾した。数日後に死刑判決が下され、シュヴァルツは絞首台の露と消えた。そして彼によって施行された制度的改革は直ちに撤回された。

以上のような経過をふまえ、このアウクスブルクにおける政治的事件の持つ意味について考察してみよう。シュヴァルツの政治改革がそれなりの意義を有しながらも早期に終結したのは、政治的な観点からは反寡頭政に向けての強硬な政治改革に対する巻き返しという位置づけや、経済的な観点からは一五世紀中葉に深刻化し一四六六年に頂点に達した都市経済の危機が一四七〇年代後半に至ってようやく克服されたことによるとするものもあるが、この政治的事件を単に政治的経済的に説明するだけでは不十分な要素が内包されているように思われる。以下においてはその点について検討を加えることにする。

アウクスブルクの商人家系出身であったヘクトール・ミューリヒの年代記はこの政治的事件を取り上げているが、その中でとりわけ注目に値するのは、ミューリヒの年代記を書き継いだデーメル、ヴァルター、レムによる補足の中に収められたシュヴァルツに関する記述である。その中でも特に、シュヴァルツ伝の形式で市長になるまでの経歴や市長になって以後何をしてきたかを詠み込んだ民衆歌謡は、この政治的事件を市長ウルリヒ・シュヴァルツの墮落と捉えた上で「シュヴァルツ氏はいかに狡猾な男であったか」と断じ、シュヴァルツの人物像を描き出している。この民衆歌謡は韻文形式による長大なものでここで全体を詳細に見ることはできないが、とりあえずその一部を見てみることにしよう。

そして彼は都市参事会に戻ってきた／彼はそこで喜んで示すことを告げた／老いにも若きにも敬意を／彼が権力を征服するまでは／そして人々はその中に利口さを見抜いた／やがて彼はそこで自我に目覚めた／その自我にしたがっ

て彼は思い切って行動に出た／彼は公共の福利を侵害しようとし／市民の意見をも破棄しようとし／酒房や社交場を変えてしまおうとした……¹⁵⁾

ここで歌われているのはシュヴァルツに対する非難である。すなわちシュヴァルツが権力を掌握するために神妙に振る舞い、権力を手にするや否や変貌していったことを揶揄しているのである。第九行目の「市民の意見を破棄しようとし」とは従来の都市貴族の市政からの排除をもくろんでいたことを、第一〇行目の「酒房や社交場」とは当時、都市貴族や上位ツunftの成員で構成されていたいわば名望ある人々の一種のサロンを指していると思われる。この民衆歌謡の成立過程を知ることにはできないが、民衆の中から生まれ出たものであったにせよ民衆感情を鼓舞するために作りだされたものであったにせよ、シュヴァルツへの非難に際して「公共の福利」が問題にされていることは注目に値しよう。その具体的な内容はこの歌の文句からだけでは断定できないが、少なくともこの歌は支配的立場にあるシュヴァルツが何らかの「公共の福利」を損なったことに対する異議申し立てでもあると考えられる。

次にこの年代記に載せられたヘクトール・マイヤーの記述を見てみよう。そこではシュヴァルツ弾劾の要因について検討されている。

一般によく知られているとおり、そこに束縛され拘束されて生きているウルリヒ・シュヴァルツは、この都市アウクスブルクにおいて数年間、忠実と宣誓の上に委ねられ任された職務にありながら、非常に多大な審議によってあらゆる名誉ある人々を傷つけ不名誉を与え、自分の中で個人の邪悪な福利を多くのさまざまな形で追求することによって、危険なこと、また人を陥れるようなことをもくろみ行い、そしてその中で公共の福利を甚だしく着服し邪魔したのである。¹⁶⁾

この直後に挙げられている非難点は次のようなものであり、そこに「公共の福利」がどのようなものと考えられていたのかも読み取れる。第一点は敬虔な人々、名誉ある人々から不当に関税を徴収し、中流階級の人々とともに不誠実な贈与と財

産を期待し受けたこと、第二点はある参事会の金庫と財産を独り占めにしたこと、第三点は都市の要職に就いていた人々を不当に解任したこと、第四点は都市の共有地を勝手に払い下げ、得た金額の一部を自分自身が保持することによって共有財産を着服し盗み削ったこと、第五点は救貧院の監察官として数年間に多くの不誠実と危険をもたらすと同時に個人の福利を追求して聖職者に対し不誠実を働いたこと、第六点は都市参事会内部および外部の名誉ある市民の忠実に対して恥辱と不名誉を与えたことである。^⑦

都市貴族を中心とする反シュヴァルツ勢力がシュヴァルツによってもたらされた損害をシュヴァルツに対する非難点として挙げたとすれば、それはこの政治的事件の反シュヴァルツ勢力による巻き返しという性格からしても至極もつともなことであろうし、非難点の持つ意味をそのように理解するのも妥当であろう。その際に非難を「公共の福利」の侵害という点に結びつけたことは非難の正当性を保証していた。その意味では、シュヴァルツを敗者、反シュヴァルツ勢力を勝者とするなら、「公共の福利」は勝者の有利に解釈され、勝者を正当化するものであったともいえる。

この記述からもう一つ読み取るべきことは次の点である。すなわち「公共の福利」の侵害が「個人の福利」を追求することによって引き起こされたならば、なお一層厳しく詮議されなければならないと認識されていたということである。

「公共の福利」は「個人の福利」に優先すべきである、とは古代より知られた法諺であったが、これは中世の都市生活においても市民の意識を反映していたのであり、「個人の福利」は「公共の福利」に對置され、非難の手段として用いられていたといえる。^⑧ 現に、都市参事会がシュヴァルツの死刑判決について皇帝に宛てた書簡の中で、

彼はわれわれの前で忠実な誓約、名誉、宣誓において委ねられ任された職務にありながら、あらゆる名誉ある人々に恥辱と不名誉を与え、公共の福利を侵害して危険なこと不誠実なことを行い、共有財産を着服しすり減らし、あらゆる自分の栄達のために個人の福利をしたたかに追求したのです。^⑨

と弁明しているように、シュヴァルツにおいては「公共の福利」の侵害に加えて「個人の福利」の追求が非難、さらには

死刑判決の正当な理由となりえたのである。このことは政治勢力の交替に大義名分を与えると同時に市民の反シュヴァルツの言動・意識を鼓舞したのであり、結果的にかかる市民意識が反シュヴァルツ勢力を支え、ゲノッセンシャフトリヒな結合を導いたならば、それは都市的自治の一つの発展形態を示すものと評価できるであろう。

以上、ニュルンベルクとアウクスブルクを例に中世末期における「公共の福利」理念のあり方について考察してきた。ニュルンベルクについて見たように「公共の福利」の維持・促進の主導性は都市参事会にあり、そうした方向性のもとで「公共の福利」理念は都市支配層の支配の正当性のみならずそのもとの市民の服従・従属をも義務づけるものであった。しかし「公共の福利」理念が理論上の静態的なものにとどまらないことはアウクスブルクにおける例から明らかであろう。ここには市民意識を鼓舞した「公共の福利」理念のゲノッセンシャフトリヒな意味における多様な機能が現れている。現実の政治的事件において見られたように、「公共の福利」理念は反対勢力を排斥した際の自己の存在根拠となりえ、排斥の正当性を保証するものでもあった。この意味では「公共の福利」は絶対的客観的価値を持つものではなくそれを持ち出す側の主観と意図によって左右されうるものであったといえる。さらに「公共の福利」の侵害と「個人の福利」の追求は同時に非難・弾劾の対象となったのであり、結局、後者への非難は前者への非難の正当性を補強する役割を果たしていたのである。

- ① 近年の研究動向については Isenmann, E., *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter (1250-1500)*, Stuttgart, 1988, を参照。
- ② Barth, R., *Argumentation und Selbstverständnis der Bürgerposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters*, Köln / Wien, 1974.
- ③ Schmidt, H., *Die deutschen Städtechroniken als Spiegel des bürgerlichen Selbstverständnisses im Spätmittelalter*, Göttingen, 1958; Eggert, W., *Zu Fragen der städtischen Geschichtsschreibung in Deutschland während des späten Mittelalters*, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus*, 9 (1985), S. 115ff. 都市年代記の成立については瀬原義生「中世末期ドイツ市民の歴史意識」吉山吉晴他編『西欧前近代の意識と行動』刀水書房、一九八五年を参照。
- ④ von polizeischer ordnung und gutem regiment der loblichen stat Nurnberg, gethailt in sechs und zwainzig capitl. (C S XI, S. 785.)
- ⑤ Alles regiment unserer stat und gemainen nutzes steet in

handen der so man geschlechter neemet, das sein nun solliche leut, dero anen und uranen vor langer zeit her auch im regiment gewest und uber uns geherscht haben, frembding so allda eingewurtzelt und das gemain vöcklein hat keinen gewalt: es steet inen auch nicht zu, dieweil aller gewalt von gott, und das wolgehin gar wenigen und allein denen so vom schöpfer aller ding und der natur mit sonderlicher weysheit begabet sein verlihen ist. (C S XI, S. 791.)

⑤ Denen aber, so burgemeister sein, ist aufs ernstlichst eingepunten, das sie die zeit ires ampts dem gemainen nutz zupringen sollen, dertumb müssen sie wenig schlaffen sonder den meeren thail aufs und vor dem rathhausz steen, clag horn, zwitracht und irrung hinlegen, bekentliche schuldner zuer bezalung halten, frid zwischen den hedrischen und dergleichen sachen ausrichten. (C S XI, S. 790f.)

⑥ Aber den dreien obristen hauptmendern der stat werden bevolhen die schlüssel zum hailighumb und zu den pforten, item die sigill sampt allem dem, so zu erhaltung gemaines nutz, eher und wolffart, von noten ist, derohalben man auch zu inen schweren, inen gehorchen und zur zeit eins aufauffs sich ein ieder zu inen verfügen soll und musz. (C S XI, S. 794.)

⑦ マナラ・マナラ・マナラ Maschke, E., Der wirtschaftliche Aufstieg des Burkard Zink (1396-1474/5) in Augsburg. in: Maschke, E., *Städte und Menschen*, Wiesbaden, 1980, S. 420ff. 参照。

⑧ *Geschichte der Stadt Augsburg*. Bearb. v. Gottlieb, G. ua., Stuttgart, 1984, S. 188.

⑨ und man soll wissen, dass ob 200 mannen in dem rat waren, und also hieben die burgemeister an zu reden mit ainem rat und sprachen "lieben freunt, ir solt wissen, dass sich ain klainer rat underredet hat alles von noturfft und in dem allerpesten von ainer stat eren und gemains nutz wegen armen und reichen, durch willen, dass arm und reich bei ainander nügen beiben in rechter ainigkait... (C S V, S. 118.)

⑩ マナラ・マナラ・マナラ *Geschichte der Stadt Augsburg*, S. 190. マナラ

⑪ マナラ・マナラ・マナラ *Geschichte der Stadt Augsburg*, S. 162f. マナラ

⑫ *Geschichte der Stadt Augsburg*, S. 163, 191.

⑬ Der Schwartz was so ein listig man,... (C S XXII, S. 356.)

⑭ untz das er kam inn ratt wider, / da kundt er sich als wol erzaigen, / gen jungen und gen alten naigen, / bis das er überkam ain gewalt / und man in für witzig zallt. / alsbald er da sein selbs empfand, / darnach er sich bald underwand, / er wolt ain gemainen nutz anrichten, / der burger ortal auch vernichten, / drinckstuben, tantzhaus wolt er verwandlen,... (C S XXII, S. 357.)

⑮ Rund und wissend sey gethan allerameniglich, das Ulrich Schwartz, der da gebunden und gefangen steet und im an leib und leben geet, in den ampten, die im in diser statt Augspurg etliche iar auf trew und ayd vertraut worden und bevolchen send, mercklich hoch und gross verhandlung, aller erberkait zeschmach und unehren, im selbs und den seinen zu sondern und argem nutz in vil und manigerlay gestalt, gefertlich und betrogenlich fügenomen und gehandelt und gemainen nutz darin schwerlich veruntreuet und verhindert hat. (C S XXII, S. 438.)

⑭ C S XXII, S. 438f.

⑮ ブルカルト・ツィンクもまたその年代記の第四巻（一四五一年の部分）において、市長ベーター・ニーゲンが地位上昇のために「個人の福利」を追求し市長になるや否や支配・権力・名誉に依存して都市を破壊に追いこもうとしていると非難している（C S V, S. 196ff.）。

⑯ .. das er in den ampten, so im bei uns uf treu gelubd, eer

und ayd befohen und vertraut worden sind, aller erbergkeit
ze schmach und unern, zu verhidrung gemains nucztes gefar-
lich und untreulich gehandelt, das gemain gut veruntreut
und abgetragen und in allen seinen aufrichtungen aigen nucz
gefarlich gesuchet hatt (C S XXII, S. 441.)

六 結 び

本稿では「公共の福利」と広く一般に捉えられている価値観がドイツ中世都市においてどのような形で存在しどのような場面でどう認識されていたのかを、一三世紀から一五世紀頃のいわゆる都市的自治の形成・発展の中に位置づけ、その意義を問うことを目的として検討した。その考察より得られた結果と展望を簡単に記し、結びとしたい。

詳論したように、支配者の統治高権の前提・目的として存在していた「公共の福利」理念は中世都市においても政治的意味合いを有し、共同生活の目標という一般理解とともに支配の規範として受容された。すなわち都市における「公共の福利」の維持・促進の責務は都市参事会が国王もしくは都市領主から授与され、これによって都市参事会は「公共の福利」理念を政治行為の規範とした。自治権獲得運動では、都市参事会は都市領主と支配の正当性がどちらにあるかをめぐって争った。都市統治の正当性と「公共の福利」理念は不可分の関係にあったのである。一方、都市騷擾の経験を通じて政治的経済的に熟成してきた共同体において「公共の福利」理念は都市支配層の主導性に求められ、そのための支配の正当性とそれに対する従属の義務を保証した。かかる意味において「公共の福利」理念は第一にヘルシャフトリヒな関係において都市的自治・秩序を支えていた理念といえよう。しかしまた中世後期の都市内抗争においては「個人の福利」の追求は「公共の福利」の促進に對置され、「公共の福利」の侵害とともに弾劾的的となった。それはこの理念に新たに加わ

ったゲノッセンシャフトリヒな機能を示している。したがって「公共の福利」理念のこうした認識は理論上だけのものではなく都市社会における現実の政治生活の中から現れてきたものであり、都市的自治における「公共の福利」理念に対する動態的な一面と捉えることもできよう。

以上のように、共同体的秩序の中での「公共の福利」理念の意味と性格についてはブリックレが把握したものとは少なからず異なった結果が得られた。都市における「公共の福利」理念がゲノッセンシャフトリヒな共同体的枠組みの中でのみ価値を有するものではなかったことはいうまでもなく、大方において経済的のみならず政治的価値を内包し、ヘルシャフトリヒな、かつきわめて政治的な文脈において特に明確に現れてきた理念であった。ブリックレの場合、その前提、すなわち封建的秩序と共同体的秩序の対置とそれによる「下からの」という共同体的秩序への意義の偏重が「公共の福利」理念に固定的な意味づけを与えたのであろう。したがって「公共の福利」理念の多様な意義を見出すには封建的要素と共同体的要素の相互関連の中に「公共の福利」理念を位置づける必要があったのである。しかし本稿で得られた結論がブリックレの見解を全面否定するものでは決してないということは明らかであろう。都市的自治との関連で把握してきた「公共の福利」理念の動向は、中世都市における共同体形成・発展の成熟度が高かったがゆえに示しえたものであり、共同体的結合を基盤に支えられていたことは看過できない。またそれゆえに「公共の福利」理念は共同体的秩序に対する市民意識を鼓舞するものともなりえたのである。

本稿では特権的市民による自治都市共同体を対象として、共同体の平和・秩序の維持に努めた市民のいわば共同体意識を反映した「公共の福利」理念像のあり方を追求してきた。ドイツ中世都市におけるかかる理念の存在は、成瀬治氏が指摘するように近世以降の「市民的公共性」の理念の形成の前身として、或いは重要な意味を持つかもしれない^①。だとすればそれはドイツ中世都市が自治都市として内部に抱えるさまざまな闘争を経験することにより、「公共の福利」理念を紹介した市民の政治意識が大きく高揚したことによるといえるであろう。しかしその実態はどうであったのか。本稿では直接

の目的とはしなかったが、今後こうした「公共の福利」理念の存在形態のもとに翻ってその実態を探ることも理念と現実を立体的に結びつける上で必要な作業となろう。その際、共同体内部の諸矛盾や階層分化といった事実をふまえ、市民共同体に限定されないさまざまな社会集団の動向を多様な次元で分析することが課題となる。検討を続けたい。

① 成瀬氏はハーバーマスの「市民的公共性」概念（細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社、一九七三年）を援用しつつ、ヨーロッパにおいて公觀念がいかに市民の共同生活と結びついて生まれてきたかを論

じている。しかし「公共の福利」に関してはブリッククレの見解に全面的に依拠している。成瀬治『「市民的公共性」の理念』柴田三千雄他編『シリーズ世界史への問い4 社会的結合』岩波書店、一九八九年。

〔本稿は、平成五年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。〕

（京都大学大学院生

types co-existed.

„Gemeinnutz“ in den deutschen Städten des Mittelalters.

von

TANAKA Toshiyuki

Die Entstehung und Entwicklung der bürgerlichen Autonomie sind ein wichtiger und ergiebiger Aspekt in der Forschung zu den mittelalterlichen Städten. Hierbei sind der Wandel der Selbstverwaltung oder die Machtverhältnisse bereits ausreichend untersucht, nicht so dagegen der ideologische Hintergrund, der die Autonomie unterstützte, oder das bürgerliche Selbstbewußtsein bezüglich der Autonomie. Ich befaße mich hier mit dem „Gemeinnutz“ als politischer und sozialer Wertvorstellung in Europa, um das bürgerliche Ethos für die Autonomie zu verstehen. Hier wird die Funktion des „Gemeinnutzes“ in der Auseinandersetzung zwischen „Herrschaft“ und „Genossenschaft“ in den Städten dargestellt.

P. Blicke hat die Bedeutung des „Gemeinnutzes“ dadurch nur im genossenschaftlichen Kontext gefunden, daß er das Gewicht auf den Prozeß der Herausbildung von autonomer Gemeinde gelegt hat. In diesem Aufsatz wird es durch die Betrachtung der Rolle des Rates als Organ der Selbstverwaltung dargestellt, daß die Funktion des „Gemeinnutzes“ im herrschaftlichen Kontext bedeutend war und daß der Begriff durch die spätmittelalterlichen städtischen Unruhen auch im genossenschaftlichen Kontext neue Bedeutung gewinnt.

International Relationships after the Keicho No Eki

—The Diplomatic Movement of Chosun, Japan
and the Ming in the Negotiations for Peace—

by

LEE Gye Whang

In this paper, I will study the respective situations and the correspon-